

## ●必要な添付書類●

被扶養者としての方の収入および生活状況 (該当するもの全てを提出)	必要な添付書類
1 就職していた、失業給付受給しない	【離職票1、2の原本】
2 就職していた、失業給付受給申請中	【離職票の写】
3 就職していた、失業給付受給延長中	【受給期間延長通知書の写】
4 就職していた、失業給付受給中 (注1)	【雇用保険受給資格者証の写】
5 就職していた、失業給付受給終了	【雇用保険受給資格者証の写】 受給終了日がわかるように
6 就職していた(バイト含む)、雇用保険未加入	雇用保険未加入である旨事業主からの証明付【退職証明書】 または【源泉徴収票の写】など退職日が確認できるもの
7 現在も働いている	直近3か月分の【給与明細書の写】 働きはじめたばかりで明細がない場合は【雇用条件証明書】 (1か月の就労時間、時給、交通費含む給与見込額、会社名、所在地、電話番号、事業主印が確認できるもの)
8 自営(確定申告をする)収入がある、または 自営業を廃業した	直近2年分の【確定申告書第一表の写・収支内訳書(総益計算書の写)】または収入が確認できる書類。1年分しか実績がない場合は今後1年間の見込みを提出(注2) 廃業した場合は【廃業届の写】(税務署受領印が押されたもの)
9 年金・恩給の収入がある 国民年金(基金)・厚生年金(基金)・障害年金・ 遺族年金・共済年金など	直近の【年金振込通知書の写】または【年金改定通知書の写】、 【恩給証書の写】いずれも氏名、金額がわかるように。 および直近の【所得(課税非課税)証明書】(注3) 過去1年間に就職歴のある人は所得(課税非課税)証明書不要、 その場合退職日がわかるもの
10 去年も今年も収入がない(無職の場合)	直近の【所得(課税・非課税)証明書】(注3) (中学生以下、在学証明書を添付できる場合は不要)
11 傷病手当金・出産手当金など給付金がある	【支給決定通知書】または給付金の金額が確認できる書類
12 学生である	高校生以上は【在学証明書】(中学生以下は不要) 学生証の写しは不可
13 障害者手帳をもっている	【障害者手帳の写】
14 被扶養者としての方に同居の配偶者がいる (注4) 被扶養者としての方に被保険者以外の同居家族 がいる(注5)	配偶者の【所得(課税非課税)証明書】または収入が確認できる書類。配偶者も当組合加入者である場合は不要 同居家族の方の【所得(課税・非課税)証明書】または収入が確認できるもの。家族も当組合加入者である場合は不要
15 同居している	続柄の記載がある【世帯全員の住民票】配偶者ならびに実子(注7)は不要(被保険者と苗字が違う・世帯を分けている場合は必要)
16 別居している	被扶養者としての方の続柄の記載がある【世帯全員の住民票】 苗字が違う場合は【戸籍謄本】も必要。 および【銀行振込通知書】または【通帳の写】(注6) いずれも直近3か月分 ただし実子(注7)と、別居理由が単身赴任である場合の配偶者は不要

健康保険の扶養認定には、被扶養者としての方の収入状況がわかる書類が必要となります。必要書類は左表を参照してください。(状況により他の書類を提出していただくこともあります) 公的な証明書は原本を提出してください。  
証明書は発行から、3か月以内のものを提出してください。

(注1) 退職による扶養申請は、1から6のいずれかを提出してください。  
なお、書類が遅れる場合は申立書を添付してください。雇用保険による失業給付も収入となり、月額3,612円(60歳以上5,000円)以上の方は受給期間中は扶養に入れません。受給が終了後に再度扶養申請してください。

(注2) 確定申告書第一表の写・収支内訳書(総益計算書の写)に今後一年間の見込みを自己申告してください。後日確認のため、税務署へ提出した確定申告書の写しを提出してください。

(注3) 市区町村発行の収入が確認できる証明書です。収入が記載されているものを提出してください。無収入の方は金額を0円と表示してもらってください。市町村によっては無収入の場合、金額表示が不可の場合もあり、その場合は金額なしの証明でも可とします。

・マイナンバー法に基づいて、自治体に所得(課税・非課税)の確認をさせていただくこともあります。

(注4) 両親いずれか一方を扶養申請する場合、配偶者の収入も考慮して扶養審査をしますので扶養しない配偶者の収入証明書が必要です。

(注5) 夫婦共働きで子供を扶養している、あるいは兄弟姉妹で両親を共同扶養している場合、一般的には収入の多い方の被扶養者となります。収入が確認できる書類とは所得証明書以外では源泉徴収表写しがありますが、いずれも前年(過去)の収入の証明となるため、現在の状況とかけ離れている場合は直近3ヶ月分の給与明細の写しでも可とします。この申請前に扶養していた方の退職により扶養申請することになった場合は、以前扶養していた方の退職日がわかる書類が必要です。育児休業中の扶養申請の場合、出産手当金や育児休業給付金の収入を比較して審査します。

(注6) 送金額と受取人・振込人の記載があるもの。振込送金以外の収支、残高欄は消してください。送金内容がわかればインターネットバンキングの写しでも可。現金書留は送金の事実が不明のため不可。手渡しまたは、キャッシュカードを共有しているなども送金の事実が確認できないため認められません。

(注7) ここでの実子とは、中学生以下の実子および在学証明書を添付できる実子です。